

# 発達障がい児と家族のための包括的な支援

作成：特定非営利活動法人 Paka Paka

## 【事業内容】

- ① 個別発達支援：1歳半健診後から児童発達支援機関に関わるまでの発達障がい児またその恐れがある児童に対して心理師及び言語聴覚士が無料にて助成期間（令和2年4月1日～令和3年3月30日）月2回10:00～12:00の間、個別発達支援を実施する。多くの子に利用してもらうために、利用制限として1回1時間、計3回（①発達の見立て②発達支援実施③まとめ）までとする。
- ② 家族支援：下記の講座を年1回ずつ実施する。
  - 『遊び方講座（仮称）』：幼児期の子を持つ保護者を対象にした遊び方の講座。幼児期の子を持つ保護者が自宅でも取り関われる遊び方に関する講義＋ワークを行う。安心して参加できるように、別室では託児を実施する。対象は、発達障がいに限らず、どの子どもを持つ保護者もこの講座を受けられるようにして、そこから発達や子育て方法に悩んでいる保護者を下記の講座へと繋げていく。
  - 『ペアレント・プログラム』：保護者が子育てに不安を感じたり、子どもの発達が気になった段階での、最初のステップとして開発された講座。1回2時間で計3回の連続講座を実施する。
  - 『ペアレント・トレーニング』：子育てに取り組む保護者が、その役割を積極的に引き受けていくことができるよう、保護者と子どもを支援するために開発された講座。1回2時間を計4回の連続講座を実施する。同事業を行うあおぞら園と調整が必要。
  - 『ペアレント・メンター』（ピア・サポーター）の参加：保護者には専門家からの助言だけではなく、同じ経験を持つ保護者からの情報提供や傾聴が精神的なストレスを軽減させる。ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング、座談会は可能な範囲でメンターが同席し、必要な場合は傾聴や情報を提供する。
  - 学齢期発達障がい児を持つ保護者のための座談会：年数回学齢期中心とした座談会を実施。
  - 子育てに関する相談：発達の遅れに関する子の子育て等に関する相談
- ③ 人材育成：
  - SST スタッフトレーニング（仮称）：発達障がい児に有効とされる SST（ソーシャルスキルトレーニング）の要素を保育士向けに取り入れた講座を実施する。また、保育士育成において知識と技術は併用しないと現場では応用されにくいために、この講座では参加保育園での事例を元に実施し、講義とは別時間に、講師が事例を提供した参加保育園をコンサルテーションとして介入する。1回2時間の計4回。
  - 発達相談：関係機関からの発達に関する専門的な相談を、心理師を中心とした職員が対応。公的機関に関しては無料だが、民間に関しては交通費並みの多少の実費は徴収する。

## 【実施場所】

- ① 個別発達支援：1歳半を対象にしている公共の児童施設（保健センターもしくは子育て支援センター等）
- ② 家族支援：個別発達支援と同上

③ 人材育成：保育士が集まりやすい町の公共施設，Paka Paka 事務所

【対象者】

- ① 個別発達支援：1歳半健診後から児童発達支援機関に関わるまでの発達障がい児又はその疑いがある乳幼児
- ② 家族支援：1歳半から学齢期まで発達障がいがある又はその疑いがある児童を持つ保護者
- ③ 人材育成：町内の保育園及び幼稚園に在籍している保育士・幼稚園教諭。又は支援機関

【事業 PR 方法】

発達障がいに気が付くまたは悩む時期の保護者は、孤立化している、もしくは抑うつ傾向が強く、チラシや広報だけでは参加が見込みにくい。そのため、保護者だけを対象にした家族支援のみではなく、関係機関から紹介や口コミを想定して人材育成を本協働事業に含めた。また最初の敷居を限りなく低くするために、個別発達支援や座談会を行うことで、各支援機関の紹介や講座に参加するきっかけを作る。下記の図のように、個別発達支援、家族支援、人材育成を連動させることで相乗効果を上げる。

それ以外にも、①各支援機関でのチラシの掲載・広報②対象保護者へ配布③行政の広報誌に記載④当団体の Web 上にて事業を告知する。

